

大市総第202号

平成30年2月20日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第23号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月20日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 平成30年2月28日(水) 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 1 号 議 案	大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例……………	(1)
第 2 号 議 案	大村市スポーツ振興基金条例を廃止する条例……………	(1 6)
第 3 号 議 案	大村市こども夢基金条例を廃止する条例……………	(1 7)
第 4 号 議 案	大村市個人情報保護条例等の一部を改正する条例……………	(1 8)
第 5 号 議 案	大村市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例……………	(2 1)
第 6 号 議 案	大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	(2 2)
第 7 号 議 案	大村市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	(2 4)
第 8 号 議 案	大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	(2 5)
第 9 号 議 案	大村市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例……………	(2 7)
第 1 0 号 議 案	大村市手数料条例の一部を改正する条例……………	(2 9)
第 1 1 号 議 案	大村市介護保険条例の一部を改正する条例……………	(3 0)
第 1 2 号 議 案	大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	(3 1)
第 1 3 号 議 案	大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	(4 4)
第 1 4 号 議 案	大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	(4 7)
第 1 5 号 議 案	大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	(4 9)
第 1 6 号 議 案	大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(5 6)
第 1 7 号 議 案	大村市文化基金条例の一部を改正する条例……………	(5 7)
第 1 8 号 議 案	大村市牧場条例の一部を改正する条例……………	(5 8)
第 1 9 号 議 案	大村市都市公園条例の一部を改正する条例……………	(5 9)
第 2 0 号 議 案	大村市下水道条例及び大村市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例……………	(6 0)
第 2 1 号 議 案	土地の無償貸付について……………	(6 2)
第 2 2 号 議 案	工事請負契約の変更について……………	(6 3)

報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）	(64)
報告第2号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）	(66)
第23号議案	平成29年度大村市一般会計補正予算（第8号）	
第24号議案	平成29年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
第25号議案	平成29年度大村市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	
第26号議案	平成29年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	
第27号議案	平成29年度大村市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）	
第28号議案	平成30年度大村市一般会計予算	
第29号議案	平成30年度大村市国民健康保険事業特別会計予算	
第30号議案	平成30年度大村市後期高齢者医療事業特別会計予算	
第31号議案	平成30年度大村市介護保険事業特別会計予算	
第32号議案	平成30年度大村市病院事業会計予算	
第33号議案	平成30年度大村市工業団地整備事業特別会計予算	
第34号議案	平成30年度大村市水道事業会計予算	
第35号議案	平成30年度大村市工業用水道事業会計予算	
第36号議案	平成30年度大村市下水道事業会計予算	
第37号議案	平成30年度大村市農業集落排水事業会計予算	
第38号議案	平成30年度大村市モーターボート競走事業会計予算	

第1号議案

大村市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 趣旨及び基本方針（第1条—第4条）
- 第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第3章 運営に関する基準（第7条—第32条）
- 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
- 附則

第1章 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（申請者の要件）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（基本方針）

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サ

ービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。以下同じ。）でなければならない。

- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他

- の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、

利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行わ

れるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣

旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状

況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置

付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変

更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及び

その実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護

支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等

を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合に

は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護支援専門員その他の従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 居宅介護サービス計画費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第4条、第2章及び前章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

第3条 第32条（第33条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日において現に保存されている記録及び施行日以後の完結に係る記録について適用する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、この条例案を提出するものである。

第2号議案

大村市スポーツ振興基金条例を廃止する条例

大村市スポーツ振興基金条例（平成5年大村市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年3月31日から施行する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

大村市スポーツ振興基金を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第3号議案

大村市こども夢基金条例を廃止する条例

大村市こども夢基金条例（平成22年大村市条例第22号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年3月31日から施行する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

大村市こども夢基金を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第4号議案

大村市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(大村市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 大村市個人情報保護条例（平成17年大村市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市長が規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し

割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市長が規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第12条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第15条第2号中「含む。）」の次に「又は個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第22条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を削る。

（大村市情報公開条例の一部改正）

第2条 大村市情報公開条例（平成12年大村市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、図面、地図、写真」を削る。

第9条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）」を加える。

（大村市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 大村市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の定義を明確にし、要配慮個人情報について定めるとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第5号議案

大村市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(大村市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 大村市職員の退職手当に関する条例（昭和31年大村市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第7項中「100分の87」を「前項に定める割合」に改める。

(大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年大村市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第7項中「100分の87」を「附則第5項に定める割合」に改める。

第3条 大村市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大村市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

国家公務員の退職手当に関する国の取扱状況等に鑑み、一般職の職員の退職手当に関する改定を行うため、この条例案を提出するものである。

第6号議案

大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大村市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大村市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大村市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額の扶養親族に係る加算額を改正するため、この条例案を提出するものである。

第7号議案

大村市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大村市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大村市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「産婦人科」を「婦人科」に改める。

第8条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 駐車場を利用する場合については、別表第3に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第8条関係）

駐車時間の区分	金額
駐車場に入場してから1時間まで	無料
1時間を超え24時間まで	1時間までごとに100円。ただし、1,000円を上限とする。

備考 駐車時間が24時間を超える場合は、その超える1時間までごとに100円を加算する。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

市立大村市民病院の駐車場を利用する場合の利用料金を定めるとともに、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第8号議案

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第6条第1項中「25,000円」を「20,000円」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第11条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次

に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第28条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 国民健康保険法第59条の規定に該当する者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、平成30年4月1日以後に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給について適用し、同日前に死亡した被保険者に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の第11条の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

長崎県国民健康保険運営方針を踏まえ、葬祭費の支給額の引下げを行い、国民健康保険税を減免することができる者を追加するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第9号議案

大村市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大村市後期高齢者医療に関する条例（平成20年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

附則第2条を削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大村市後期高齢者医療に関する条例第3条の規定は、施行日以後に同条各号に該当するに至ったことにより後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、施行日前に後期高齢者医療の被保険者となつた者については、なお従前の例による。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、後期高齢者医療における住所地特例の取扱いについて所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第10号議案

大村市手数料条例の一部を改正する条例

大村市手数料条例（平成12年大村市条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請の項の次に次のように加える。

指定居宅介護支援事業者指定申請	1件につき 15,000円
-----------------	---------------

別表指定介護予防支援事業者指定申請の項の次に次のように加える。

介護予防・日常生活支援総合事業者指定申請	1件につき 5,000円
----------------------	--------------

別表指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請の項の次に次のように加える。

指定居宅介護支援事業者指定更新申請	1件につき 10,000円
-------------------	---------------

別表指定介護予防支援事業者指定更新申請の項の次に次のように加える。

介護予防・日常生活支援総合事業者指定更新申請	1件につき 3,000円
------------------------	--------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

指定居宅介護支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者の指定の申請及び更新申請に係る手数料を定めるため、この条例案を提出するものである。

第11号議案

大村市介護保険条例の一部を改正する条例

大村市介護保険条例（平成12年大村市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「33,600円」を「34,800円」に改め、同項第2号及び第3号中「50,400円」を「52,200円」に改め、同項第4号中「60,480円」を「62,640円」に改め、同項第5号中「67,200円」を「69,600円」に改め、同項第6号中「80,640円」を「83,520円」に改め、同項第7号中「87,360円」を「90,480円」に改め、同項第8号中「100,800円」を「104,400円」に改め、同項第9号中「114,240円」を「118,320円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度及び平成31年度」に、「30,240円」を「31,320円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

介護保険料を改定するため、この条例案を提出するものである。

第 12 号議案

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大村市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

「第 4 節 運営に関する基準（第 60 条の 6 ～第 60 条の 20）

目次中 第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び
運営に関する基準」

「第 4 節 運営に関する基準（第 60 条の 6 ～第 60 条の 20）

第 5 節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第 60 条の 20 の 2 ・第 60 条の 20 の 3）に

第 6 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

改める。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第 78 条の 2 の 2 第 1 項の申請に係る法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第 7 条第 1 項第 2 号中「（指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第 2 項中「3 年以上」を「1 年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上）」に改め、同条第 5 項中「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、「、午後 6 時から午前 8 時までの間において」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(12) 介護医療院

第 7 条第 7 項中「午後 6 時から午前 8 時までの間は、」を削り、同条第 8 項中「、午後 6 時から午前 8 時までの間は」を削り、同条第 12 項中「第 193 条第 10 項」を「第 193 条第 14 項」に改める。

第 33 条第 3 項中「午後 6 時から午前 8 時までの間に行われる」を削る。

第40条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第43条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第48条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第59条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 指定夜間対応型訪問介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第60条の9第4号及び第60条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第60条の19第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 指定地域密着型通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出

したものゝ写し

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児

童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第6条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項及び前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備

を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第60条の25中「9人」を「18人」に改める。

第60条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第60条の37第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 指定療養通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第60条の38中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第62条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第66条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第83条第7項」の次に「及び第193条第8項」を加える。

第80条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 指定認知症対応型通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第83条第1項中「及び当該本体事業所」を「並びに当該本体事業所」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下）」を「（以下この章において）」に改める。

第84条第3項、第85条及び第104条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第108条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 指定小規模多機能型居宅介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第112条第2項及び第113条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第118条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第128条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 指定認知症対応型共同生活介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第131条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第139条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第149条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第152条第3項中「この条」を「この項」に、「及びユニット型指定介護老人福祉施設」を「にユニット型指定介護老人福祉施設」に改め、「平成11年厚生省令第39号」の次に「。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）」を加え、「」を併設する場合」を「以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、「場合の」の次に「指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第155条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第159条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第167条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第170条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第178条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第184条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第188条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第193条第1項中「本体事業所である」を「第83条第7項に規定する本体事業所である」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」「及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、

当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「本体事業所である」を「第83条第7項に規定する本体事業所である」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第193条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第201条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第193条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、

利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第194条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第195条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第196条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に改め、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第197条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第201条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事

業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第203条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 指定看護小規模多機能型居宅介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第204条中「活動状況」と、」の次に「第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、」を加える。

附則第4条から第6条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、附則に次の2条を加える。

第7条 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第8条 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する

診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第43条、第59条、第60条の19、第60条の37、第80条、第108条、第128条、第149条、第178条（第191条において準用する場合を含む。）及び第203条の規定は、この条例の施行の日において現に保存されている記録及び同日以後の完結に係る記録について適用する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の改正に伴い、共生型地域密着型サービスに関する基準を定めるとともに、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第13号議案

大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年大村市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第41条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第45条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第46条第3項、第47条及び第61条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第65条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち

次に掲げる記録について、その完結の日から５年間保存しなければならない」に改め、同項に次に２号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第７３条第２項及び第７４条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第７９条に次の１項を加える。

３ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第８４条第３項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第８６条第１項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から５年間保存しなければならない」に改め、同項に次の２号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第41条、第65条及び第86条の規定は、この条例の施行の日において現に保存されている記録及び同日以後の完結に係る記録について適用する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員に関する基準を改めるとともに、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第 14 号議案

大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例（平成 27 年大村市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第 7 条第 2 項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第 7 項を第 8 項とし、同条第 6 項第 1 号中「第 3 項各号」を「第 4 項各号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 3 項第 1 号」を「第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第 31 条第 1 項中「従業者」を「担当職員その他の従業者」に、「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しなければならない」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(1) 担当職員その他の従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 介護予防サービス計画費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第 33 条第 9 号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(14) の 2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供

を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第31条第1項（第35条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日において現に保存されている記録及び同日以後の完結に係る記録について適用する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の改正に伴い、指定介護予防支援等の運営等に関する基準に特定相談支援事業者及び医療機関との連携に関する規定を追加するとともに、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第15号議案

大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例（平成27年大村市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」を「第36条の3」に、「第54条」を「第54条の3」に改める。

第9条中「介護予防支援事業者」の次に「（介護予防支援事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加える。

第12条中「大村市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等を定める条例」を「大村市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例」に改める。

第13条第1項中「提供する者」の次に「（以下「介護予防支援事業者等」という。）」を加える。

第23条第3項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 介護予防支援事業者等に対し、生きがい対応型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第30条の次に次の1条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第30条の2 生きがい対応型訪問サービス事業者は、生きがい対応型訪問サービス計画の作成又は変更に関し、指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等基準条例第5条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員又は居宅要支援被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第36条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうちに掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に

次の２号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 生きがい対応型訪問サービスの費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第３６条の次に次の２条を加える。

(共生型生きがい対応型訪問サービスの基準)

第３６条の２ 生きがい対応型訪問サービスの事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下この条及び第１４０条の１４において「障害者総合支援法」という。）第５条第３項に規定する重度訪問介護をいう。第１号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第１号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第５条第１項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第４条第１項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び生きがい対応型訪問サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 生きがい対応型訪問サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、生きがい対応型訪問サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受

けていること。

(準用)

第36条の3 第4条(第1項を除く。)、第5条及び第7条から第36条までの規定は、前条の基準を満たす者が行う生きがい対応型訪問サービス(以下「共生型生きがい対応型訪問サービス」という。)の事業について準用する。この場合において、第4条第2項中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型生きがい対応型訪問サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「生きがい対応型訪問サービス及び」とあるのは「共生型生きがい対応型訪問サービス及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス及び」と読み替えるものとする。

第41条中「第36条」を「第36条の2」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条第1項、第22条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「軽度生活支援員」と読み替えるものとする。

第42条第8項中「指定通所介護事業者」の次に「(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を、「と指定通所介護」の次に「(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

9 生きがい対応型通所サービス事業者が指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第60条の3に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、生きがい対応型通所サービスの事業と指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項(前項を除く。)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第44条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(生きがい対応型通所サービス事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に生きがい対応型通所サービス以外のサービスを提供する場合に

限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第44条に次の1項を加える。

- 6 生きがい対応型通所サービス事業者が指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、生きがい対応型通所サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第47条第3項中「生きがい対応型通所サービス事業者の」を「生きがい対応型通所サービス従業者の」に改める。

第51条第1項中「整備しておかなければならない」を「整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 従業者に係る次に掲げる記録

ア 勤務の体制についての記録

イ その職務に従事するに当たって必要な資格を証する書面の写し

(2) 生きがい対応型通所サービスの費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し

第54条中「第27条」を「第28条」に改め、「生きがい対応型通所サービス従業者」と、「」の次に「第22条及び」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(共生型生きがい対応型通所サービスの基準)

第54条の2 生きがい対応型通所サービスの事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に

規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立支援（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び生きがい対応型通所サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 生きがい対応型通所サービスを受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、生きがい対応型通所サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的

支援を受けていること。

(準用)

第54条の3 第7条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第28条から第30条まで、第31条から第36条まで、第43条、第44条第4項、第45条から第50条まで、第52条及び第53条の規定は、前条の基準を満たす者が行う生きがい対応型通所サービス（以下「共生型生きがい対応型通所サービス」という。）の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第24条に規定する重要事項」とあるのは「重要事項（第46条に規定する重要事項をいう。第28条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービスの提供に当たる従業者（以下「生きがい対応型通所サービス従業者」という。）」と、第22条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービス従業者」と、第47条第3項中「生きがい対応型通所サービス従業者」とあるのは「共生型生きがい対応型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。

第57条に次の1項を加える。

- 3 高齢者活動支援サービス事業者が指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、高齢者活動支援サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第58条中「第27条から第35条まで、第45条及び第46条」を「第28条から第36条まで及び第45条から第53条まで」に改め、「高齢者活動支援サービス従業者」と、」の次に「第22条及び」を加える。

「第7章 利用料及びサービス費」を「第7章 利用料及びサービス費等」に改める。

第59条第2号中「1回につき1,500円」を「提供時間が20分未満の場合にあつては1回につき1,500円、20分以上の場合にあつては1回につき2,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第36条（第36条の3及び第41条において準用する場合を含む。）及び第51条（第54条の3において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日において現に保存されている記録及び同日以後の完結に係る記録について適用する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

介護保険法の改正に伴い、共生型生きがい対応型訪問サービス等の指定に関する基準を定め、軽度生活支援員派遣サービスの利用料の見直しを行うとともに、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第16号議案

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第17号議案

大村市文化基金条例の一部を改正する条例

大村市文化基金条例（昭和55年大村市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に、「45,000,000円」を「60,000,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

基金の一部を処分することができる期間及び限度額を改めるため、この条例案を提出するものである。

第18号議案

大村市牧場条例の一部を改正する条例

大村市牧場条例（昭和42年大村市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

農業災害補償法の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第19号議案

大村市都市公園条例の一部を改正する条例

大村市都市公園条例（昭和49年大村市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の3に次の1項を加える。

- 6 政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第2条の3の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第2条の4 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

都市公園法及び都市公園法施行令の改正に伴い、公募対象公園施設に係る建ぺい率の特例及び運動施設率の上限を定めるため、この条例案を提出するものである。

第20号議案

大村市下水道条例及び大村市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

(大村市下水道条例の一部改正)

第1条 大村市下水道条例（昭和55年大村市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。

第15条の2に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、除害施設を経由して排除される汚水（第10条又は第11条の規定により除害施設を設けて排除しなければならないものに限る。）又は特定事業場の特定施設から処理施設を経由して排除される汚水であつて、次に定める基準の全てに適合するものに係る使用料を算定する場合の別表の規定の適用については、同表中「225円72銭」とあるのは、「118円80銭」とする。

(1) 化学的酸素要求量 1リットルにつき30ミリグラム以下

(2) 浮遊物質 1リットルにつき50ミリグラム以下

3 前項の規定は、1日当たりの平均的な汚水量（管理者が別に定める期間に使用者が排除した汚水量を当該期間の日数で除したものをいう。）が50立方メートル未満の使用者には適用しない。

別表中「75円60銭」を「72円36銭」に、「162円」を「154円44銭」に、「194円40銭」を「184円68銭」に、「237円60銭」を「225円72銭」に改める。

(大村市農業集落排水施設条例の一部改正)

第2条 大村市農業集落排水施設条例（平成5年大村市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「75円60銭」を「72円36銭」に、「162円」を「154円44銭」に、「194円40銭」を「184円68銭」に、「237円60銭」を「2

25円72銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大村市下水道条例の規定及び第2条の規定による改正後の大村市農業集落排水施設条例の規定は、平成30年5月分の使用料から適用し、同年4月分までの使用料については、なお従前の例による。

平成30年2月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料を改定するため、この条例案を提出するものである。

第 2 1 号議案

土地の無償貸付について

次のとおり土地を無償で貸し付ける。

1 土地の所在地、種類及び面積

所在地	種 類	面 積
大村市雄ヶ原町 1 2 9 8 番 2 9	宅 地	5, 9 1 7. 6 0 m ²

- 2 無償貸付の理由 貸付の相手方がこの土地において運営する施設は、オフィスパーク大村及び大村ハイテクパークに立地する企業の支援並びに当該企業の従業員及び地域住民の生活の利便性の向上に資するものであり、公共性が高いと認められるため、無償貸付とするものである。

- 3 無償貸付の相手方 大村市雄ヶ原町 1 2 9 8 番地 2 9
株式会社アルカディア大村
代表執行役 溝 田 逸 男

- 4 無償貸付の期間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 2 2 号議案

工事請負契約の変更について

平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日開催の大村市議会定例会において締結の議決を受け、その後、平成 2 9 年 9 月 6 日開催の大村市議会臨時会において変更の議決を受けた「大村市工業団地整備事業 大村市新工業団地整備工事」に係る工事請負契約について、契約金額を次のとおり変更する。

記

変更前 1, 3 2 9, 8 2 8, 8 4 0 円

変更後 1, 3 5 8, 4 7 8, 0 0 0 円 (2 8, 6 4 9, 1 6 0 円の増額)

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

報告第1号

専決処分の報告について

大村市立桜が原中学校内における自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園田裕史

専決第1号

専 決 処 分 書

大村市立桜が原中学校内における自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年2月16日

大村市長 園 田 裕 史

記

- | | |
|------------|-------------|
| 1 損害賠償の額 | 65,708円 |
| 2 損害賠償の相手方 | <div></div> |
| | <div></div> |

報告第2号

専決処分の報告について

大村市環境センター内における自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年2月28日提出

大村市長 園田裕史

専決第2号

専 決 処 分 書

大村市環境センター内における自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年2月16日

大村市長 園 田 裕 史

記

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 4,320円 |
| 2 損害賠償の相手方 |  |
| |  |